

02

消費生活用製品 安全法

消費生活用製品安全法は、「消費生活用製品」による一般消費者の生命または身体に対する危害の防止を図るために、「特定製品」の製造および販売を規制するとともに、製品事故に関する情報の収集および提供等の措置を講じています。

「消費生活用製品」とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品¹⁾を指し、一般消費者がホームセンター等の店舗、カタログやインターネットによる通信販売等で容易に購入可能で、一般家庭で広く使用できるような製品を指します。

「消費生活用製品」によって「重大事故」²⁾が発生した場合、事故製品の製造・輸入事業者は、事故発生を知った日から10日以内に国に報告しなければなりません。また、販売・修理・設置工事事業者が重大製品事故の発生を知ったときには、製造・輸入事業者へ通知するよう努めなければなりません。そして国は、重大事故情報の報告を受け、一般消費者の生命または身体に対する重大な危害の発生および拡大を防止するために必要があると認めるときは、事故製品の名称・型式、事故の内容等を公表します。

「消費生活用製品」のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命または身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められるものは、「特定製品」に指定されます。また、「特定製品」のうち、一般消費者の生命または身体に対する危害の発生を防止するために必要な品質の確保が十分でない製造・輸入事業者がいると認められるものは、さらに「特別特定製品」に指定されます。「特定製品」の場合は製造・輸入事業者自身の検査によって、「特別特定製品」の場合は国の登録を受けた第三者機関における検

査によって、それぞれ国が定める技術上の基準に適合していることが確認されたものには「PSCマーク」³⁾が表示され、このマークがないと販売または販売目的で陳列することができません。



特定製品マーク



特別特定製品マーク

平成26年8月末現在、「特定製品」に指定されているものは、家庭用の圧力なべおよび圧力がま⁴⁾、乗車用ヘルメット⁵⁾、乳幼児用ベッド⁶⁾、登山用ロープ⁷⁾、携帯用レーザー応用装置⁸⁾、浴槽用温水循環器⁹⁾、石油給湯器¹⁰⁾、石油ふろがま¹¹⁾、ならびに石油ストーブ¹²⁾、ライター¹³⁾の10品目で、そのうち乳幼児用ベッド、携帯用レーザー応用装置、ライターおよび浴槽用温水循環器が、さらに「特別特定製品」に指定されています。



また、平成21年4月からは、「消費生活用製品」のうち、経年劣化（長期間の使用に伴い生ずる劣化）により安全上支障が生じ、一般消費者の生命または身体に対して特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められるものは、「特定保守製品」に指定されることになりました。

「特定保守製品」の製造・輸入事業者は、標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間として設計上設定される「設計標準使用期間」、および経年劣化による危害の発生を防止するための点検を行うべき「点検期間」を設定し、点検に関する問い

合わせ先等とともに製品に表示することなどが義務づけられています。そして「特定保守製品」の所有者は、経年劣化に起因する事故が生じた場合に他人に危害を及ぼすおそれがあることに留意し、「点検期間」が来たら点検¹⁴⁾を受けるなど、「特定保守製品」の保守に努めることが求められています（製品に添付されている所有者票等によって所有者登録をしておけば、点検期間が近づくと製造・輸入事業者から通知が届きます）。

平成26年8月末現在、「特定保守製品」に指定されているものは、屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用およびLPガス用）、石油給湯機、屋内式ガスふろがま（都市ガス用およびLPガス用）、石油ふろがま、ピルトイン式電気食器洗機、密閉燃焼式石油温風暖房機¹⁵⁾、浴室用電気乾燥機¹⁶⁾の9品目です。

製品事故を防ぐために、製造業者等には使用者の視点で製品の安全性をより高める努力が求められる一方、使用者自身が危険を察知し回避行動がとれることも重要と言えるでしょう。新聞・テレビ、国や独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）、都道府県等のホームページなどで日頃から製品事故情報やリコール情報に注意し、自分の身のまわりの製品でどのようなものが重大事故の原因となり得るか確認しておくといでしょう。



【注】

- 1) 消費生活用製品安全法の別表に掲げられている、船舶、食品・食品添加物等、消火器具等、毒物・劇物、自動車・原動機付自転車などの道路運送車両、高圧ガス容器、医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器など、他の法令で個別に安全規制が図られている製品は除かれます。
- 2) 死亡事故、重傷病事故（治療に要する期間が30日以上の負傷・疾病）、後遺障害事故、一酸化炭素中毒事故または火災（消防が確認したもの）をいいます。
- 3) PSCのPはProduct（製品）を、SはSafety（安全）を、CはConsumer（消費者）を表しています。
- 4) 内容積が10L以下のものであって、9.8kPa以上のゲージ圧力で使用するよう設計したものに限られます。
- 5) 自動二輪車または原動機付自転車乗用のものに限られます。
- 6) 主として家庭において出生後24ヵ月以内の乳幼児の睡眠または保育に使用することを目的として設計したものに限られます。ただし、揺動型の場合は除かれます。
- 7) 身体確保用のものに限られます。
- 8) レーザー光（可視光線に限る）を外部に照射して文字または図形を表示することを目的として設計したものに限られます。
- 9) 主として家庭において使用することを目的として設計したものに限られます。ただし、水の吸入口と噴出口とが構造上一体となっているものであって、もっぱら加熱のために水を循環させるものおよび循環させることができる水の最大の流量が10L/min未満のものは、除かれます。
- 10) 灯油の消費量が70kw以下のものであって、熱交換器容量が50L以下のものに限られます。
- 11) 灯油の消費量が39kw以下のものに限られます。
- 12) 灯油の消費量が12kw以下（開放燃焼式のものであって自然通気形のもの場合は7kw以下）のものに限られます。
- 13) 主としてタバコに火をつけるための器具をいい、多目的ライター（点火棒ともいい、主としてろうそく、暖炉、木炭又はガス燃焼グリル、キャンプ用ストーブ、ランタン、燃焼器具又は装置用の燃料及びパイロットライト等を点火させるために用いられるもの）を含みます。
- 14) 点検は有料です。ただし、「特定保守製品」の製造・輸入事業者は、点検を能率的に行った場合における適正な原価を著しく上回らないように点検料金を設定しなければなりません。
- 15) 灯油の消費量が12kw以下のものに限られます。
- 16) 電熱装置を有するものに限られます。

★詳しくは・・・

経済産業省「製品安全ガイド：消費生活用製品安全法」
http://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/system/01.html